白馬村議会議員一般選挙用資料

契約書見本

既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込み意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

運送契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」

という）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法第１４１条に基づく、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台数 １台

４　使用期間

令和　　年　　月　　日から

日間

令和　　年　　月　　日まで

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円

内訳　　１日　　　　　　円×　　　日間

６　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

７ その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称 印

代表者 印

車両賃貸借契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」

という）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法第１４１条に基づく、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

　　　車　　種

　　　登録番号

３　台数　　　　　　　　１台

４　使用期間

令和　　年　　月　　日から

日間

令和　　年　　月　　日まで

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円

内訳　　１日　　　　　円×　　　　日間

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を追う。

７　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、白馬村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

８　その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」

という）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所

所在地

名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

　　　登録番号

４　金　額

単価１㍑あたり　　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、白馬村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

６ その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者 印

自動車運転契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

令和　　年　　月　　日から

日間

令和　　年　　月　　日まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　円

（１日につき　　　　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

　　　登録番号

４　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、白馬村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

５ その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称 印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名

公職選挙法第１４２条に定めるビラ

２　数量　　　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　　円

単価　　　　　円　　　　銭

４　納入期限

令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、白馬村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

６ その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスター作成契約書

白馬村議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名

公職選挙法第１４３条に定めるポスター

２　数量　　　　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　　円

単価　　　　　円　　　　銭

４　納入期限

令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき白馬村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、白馬村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は白馬村に請求ができない。

６ その他

令和　　年　　月　　日

甲　　白馬村議会議員一般選挙候補者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所

名称　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印